# 世界遺産のあるまちづくり計画



令和3年4月 宗像市

## 目 次

序章	Í	世界遺産の	あるま	ち	づ	< 1	り	計	刯	(	仮	称	)	に	つ	١V	て															
1	. `	計画策定の	背景	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1
2	2、	計画策定の	目的	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		2
3	3、	計画の位置	づけ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		3
4	Į,	計画の対象	·範囲	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		4
第 1	. 章	五 玄海地域	え・大島	地	域(	の4	诗征	敳																								
1	- `	世界遺産と	の関わ	り		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		5
2	2、	宗像の空間	形成	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1	Ο
第2	2 章	重 基本方針	-																													
1	- `	理念・・		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1	3
2	2、	目指すべき	空間形	成	の	方「	句作	生		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1	4
3	3、	基本目標		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1	5
4	Į,	基本方針	• • •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1	6
第3	章	董 基本計画	Î																													
1	. `	基本計画の	概要	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		2	2
2	2、	第1期基本	計画に	お	け	る記	果是	題		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		2	2
3	3、	第1期基本	計画	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		2	3
参考	音資	料																														
1	- `	宗像市世界	遺産「	神	宿	る!	島_	] 5	宗作	象	•	沖	ノ	島	と	関	連	遺	産	群	基	本	条	例		•	•	•	•		3	5
2	2、	景観まちつ	がくり座	談	会		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		3	8
2	2、	世界遺産の	価値	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		4	2
3	3、	世界遺産を	支えた	宗	像	市區	勺(	かし	文1	化	財		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		4	6
4	Į,	持続可能な	開発目	標	の	詳絹	細		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•			•	•	•	•		•		5	0

### 序章 世界遺産のあるまちづくり計画について

「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」は、平成29年7月、世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約(以下「世界遺産条約」という。)に基づき、世界遺産一覧表に記載されました。「神宿る島」を崇拝する文化的伝統が古代から今日まで発展し継承されてきたことを物語る稀有な物証であるとして、世界遺産の価値が認められました。これは、その伝統はもとより、海をはじめとする自然環境を守り伝えてきた宗像の先人たちの存在が大きかったと言えます。

今に生きる私たちは、先人たちが守り伝えてきた世界に類のないこの貴重な財産を、将来にわたって守り続けていかなければなりません。そのために、持続可能な世界遺産のあるまちづくりを進めていく必要があります。

### 1. 計画策定の背景

世界遺産の保護には、世界遺産の顕著な普遍的価値<sup>1</sup>(以下「世界遺産の価値」という。)を守るだけでなく、その緩衝地帯となる構成資産周辺の景観や自然環境を保全することも求められています。また、地域住民をはじめとする市民や関係者の理解、協力と参画も不可欠です。

世界遺産登録活動における主な市民参画については、平成 22 年 9 月に、市内各地区コミュニティ運営協議会や各種団体からなる「宗像・沖ノ島世界遺産市民の会」<sup>2</sup>が発足し、資産の見回りや海岸の清掃活動など構成資産及びその周辺での保存の活動や、資産を訪れる人へのガイドなど世界遺産登録活動周知のための啓発活動を行ってきました。これらは、登録決定以降の世界遺産の保護を推進するために今後も欠かせない活動です。

緩衝地帯を保全する取組みとしては、平成 26 年 10 月から景観法に基づく宗像市景観計画<sup>3</sup>・ 宗像市景観条例<sup>4</sup>を施行し、基本方針の 1 つとして歴史・文化資源及び構成資産の周辺環境を保全する活動を通じて、地域の履歴やストーリーを活かした景観形成を目指しています。中でも世界遺産の緩衝地帯<sup>5</sup>は、景観重点区域として建築物や工作物、開発行為についての景観誘導・景観形成を重点的に行ってきました。また、平成 27 年 11 月からは宗像市屋外広告物条例<sup>6</sup>を施行し、景観重点区域における屋外広告物のルールや違反広告物への指導体制を強化するとともに、道路附属物を更新時期に合わせて修景するなど、主要な道路や沿道空間の景観改善に積極的に取り組んでいます。

<sup>1「</sup>参考資料」参照

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup>世界遺産登録を目指し、地域コミュニティや各種団体計 22 団体により構成。保全や普及啓発活動に取り組んだ。その成果を継承し、世界遺産の保存活用をとおしたまちづくりを目的に、平成 30 年 9 月「宗像市世界遺産市民の会」を新たに設立。

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup>エリアや軸、景観重点区域それぞれの景観形成の方針、建築・建設行為、開発行為を行う際の景観形成ルールを定めたもの。

<sup>4</sup>良好な景観形成に関する基本的事項と景観法の施行に関し必要な事項を定め、景観まちづくりの実践を目的とする。

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup>顕著な普遍的価値への負の影響を未然に防ぐため設定された、全ての構成資産を包含する 79,363.48ha の範囲。「図 2 計画の対象範囲」参照。

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup>屋外広告物法に基づき、屋外広告物について必要な規制を行い、良好な景観形成、風致の維持及び公衆に対する危害 防止を目的とする。

世界遺産のあるまちとし世界遺産を地域振興につなげていこうという機運が高まる一方、玄海地域や大島地域では人口減少や農漁業の後継者不足などの課題もあり、必ずしもその期待に応えられていない状況があります。また、漂着ゴミも後を絶たず、海洋汚染や漁業不振にもつながっています。現在まで遺産群を守ってきた伝統が途絶えてしまう恐れもないとは言い切れません。

観光誘導についても、新型コロナウィルス感染拡大防止を図るとともに、今後は新しい生活様式 に沿った取組みを考え、実践する必要があると考えられます。

そこで、平成 30 年に制定した「宗像市世界遺産『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群基本条例」 7 (以下「世界遺産条例」という。)の理念にのっとり、世界遺産委員会での登録決議の内容も踏まえながら、平成 26 年度から平成 27 年度にかけて行った玄海地域や大島地域の景観調査や景観まちづくり座談会 8 などを通じた住民意向の把握などの成果をもとに、世界遺産の価値を損なわず次世代に継承することを大前提とし、その理解促進を図りながら、地域の暮らしや生業、環境を守り、来訪者を受け入れることで、持続可能な世界遺産のあるまち=「世界遺産 CITY 宗像」を実現するために、「世界遺産のあるまちづくり計画」を策定することとしました。

令和4年度は世界遺産登録5周年を迎えます。多くの人々に自然環境や歴史・文化資源の魅力を 伝え、活かし、受け入れる取組みにつなげていくことが、更なる一歩を踏み出していくための好機 と捉え、今般の策定となりました。

### 2. 計画策定の目的

世界遺産登録の最大の目的は、世界的にも稀有な遺産を守り後世に伝えていくとともに、郷土への誇りや愛着を醸成していくことです。

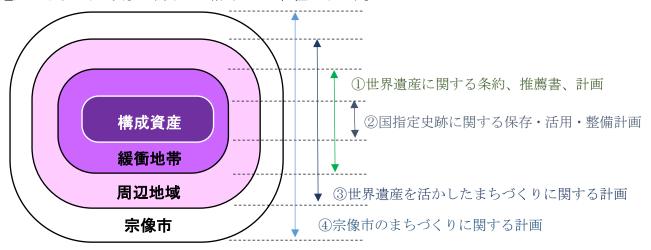
本計画は、世界遺産の保存と活用の立場から世界遺産のあるまちの理念、目標及び基本方針を明らかにしたうえで、数多の各種計画との連携、整合を図りつつ、世界遺産に関する施策について市民、事業者、行政などの関係者間で共有するとともに、同じ目標に向かって進んで行く"よりどころ"とするために策定するものです。

<sup>7「</sup>参考資料」参照

<sup>8「</sup>参考資料」参照

### 3. 計画の位置づけ

本計画は、世界遺産条約をはじめとする世界レベルから、国、県、市レベルまでの関連計画との連携、整合を図り、世界遺産の保存と活用に資する施策の進捗管理を行い、もって持続可能な世界遺産のあるまちの実現に向けての指針として位置づけます。



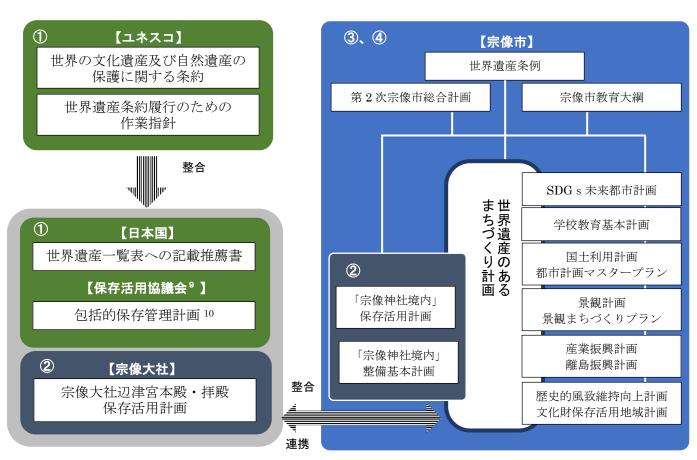


図1 世界遺産のあるまちづくり計画(仮称)の位置づけ

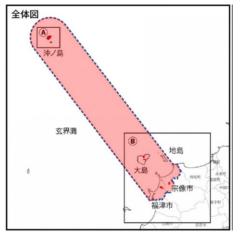
<sup>&</sup>lt;sup>9</sup>「『神宿る島』」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会」。福岡県、福津市、宗像大社及び宗像市で構成。各分野の専門家による専門家会議をはじめ、関係機関とも連携し、世界遺産の保存活用に取り組む。世界遺産委員会からも設置を勧告。

<sup>&</sup>lt;sup>10</sup> 保存活用協議会が平成 28 年に策定。本資産と周辺環境を対象とした包括的な保存管理に関する方針と施策を示す。 令和 3 年 3 月改訂。

### 4. 計画の対象範囲

本計画では、世界遺産「『神宿る島』宗像・沖ノ島と 関連遺産群」の緩衝地帯における玄海地域と大島地域を 主たる範囲とするとともに、宗像市全域(景観重点区域 外からの主要な来訪者動線)を含めた範囲を対象としま す。

拡大図A 史跡指定地 半径 2km ①沖ノ島 宗像大社 沖津宮 ②小屋島 ③御門柱





### 第1章 玄海地域・大島地域の特徴

### 1. 世界遺産との関わり

玄海地域・大島地域 11 は、大陸へと続く海域に面していることから交流の中継地として重要な役 割を果たしてきました。同時にその海域を生活の糧とする漁師たちは、海の危険と共に生きなが ら、海の恵みに感謝してきました。このような、歴史的背景や人の営みがある地域に潜在的に備わ る交流、信仰及び生業の3つの観点から、宗像大社三宮と玄海地域・大島地域との関わりを概観し ます。

### (1) 交流

宗像は、玄界灘を介して朝鮮半島と向き合う位置にあります。古代の人々は、日本という国をつ くっていく過程で朝鮮半島や中国大陸から盛んに技術や文化を取り込みます。その時の要衝となっ ていたのが玄界灘です。そのため沖ノ島では、4世紀後半から9世紀にかけて航海安全、国家安寧 を願う国レベルの祭祀が執り行われました。7世紀後半以降は沖ノ島のみならず大島や九州本土で も祭祀が執り行われ、日本最古の歴史書といわれる「古事記」や「日本書紀」には、沖津宮、中津 宮及び辺津宮の宗像大社の三宮が記され、宗像三女神の信仰が生まれていました(図3)。

中世になると現在の辺津宮を総社として三宮を主宰した宗像大宮司家は、福津市在自の海辺に港 を構え、南宋との交易に積極的に参入しました。それは宗像地域における遺跡出土品などからも盛 んな交易が裏付けられます。さらに宗像大宮司は応永 19(1412)年から文正元(1466)年にかけて李氏 朝鮮への使者を 15 回派遣するなど、朝鮮半島との行き来が盛んであったことがうかがわれます。

宗像の海部(海人)は玄界灘を熟知し、気象を読み、優れた航海技術を身に付け、朝鮮半島、 中国大陸へと続く海の道を自由に行き来する海の民でした。大陸へと続く海の道は、海北道中とし て、「日本書紀」にも記されており、歴史的にも古くから認識されていました。また、戦前の大島 の漁師たちには、現在の北朝鮮近くまで行って漁をしていたという話も伝わっています(図4)。

宗像に面する海域は、古代日本の都(平城京・平安京)があった近畿地方から大阪湾、瀬戸内海 を通って大陸へ渡るルートと、京都の舞鶴から出雲地方を経由して大陸に渡るルートが交差してお り、要衝となっていました。日露戦争時には沖ノ島沖で日本海海戦が勃発しました。現在もなお、 日本のみならず多くの外国籍の船舶がこの玄界灘を往来しています。



三宮共通の特徴を示す祭祀遺物 図 3



図 4 日本と大陸との海を介した航海ルート(想定) 赤文字は世界遺産構成資産

<sup>11</sup>玄海地域は主に旧玄海町、大島地域は旧大島村の範囲を指し、図2に で示した範囲。

### (2)信仰

### ①宗像大社の神事

宗像大社三宮での古代祭祀の場は、沖ノ島祭祀遺跡、大島の御嶽山祭祀遺跡及び辺津宮の下高宮祭祀遺跡に認められています。古代においては、3ヵ所ともに海を望むことができ、樹林に覆われた自然のなかに神を降臨させ、神に御神宝を捧げ祈る祭祀が執り行われていたと考えられています。

宗像大社は国家やその中枢の権力者たちから崇敬を受け、信仰が継承されてきました。

今に続く信仰を示す行事として最たるものが、みあれ祭に始まる秋季大祭です。昭和37年に復興したみあれ祭は、9月中に沖ノ島の沖津宮から田心姫神の御分霊を大島の中津宮までお連れし、10月1日には中津宮にて田心姫神の御分霊と中津宮の湍津姫神の御分霊を輦台に乗せ、大島港から九州本土の神湊港までの海域を100隻以上の船団と共に海上神幸します。神湊からは辺津宮の市杵島姫神と合流して宗像三女神が辺津宮まで陸上神幸します。この神事をもって宗像地域最大の祭り、秋季大祭の幕開けとなります(図5)。

沖津宮に奉職する神職は、概ね 12 日交替で辺津宮から沖ノ島までの海域を往復し、中津宮の神職 も辺津宮から交替で奉職しています。このように三宮での神事は、海を介した往来と、地元宗像地 域の人々の奉仕によって今日まで守られてきました。







写真 1 左;沖津宮社殿、中;中津宮社殿 右;辺津宮社殿



図5 神迎神事・みあれ祭のルート



写真2 みあれ祭(海上神幸)



写真3 みあれ祭 (陸上神幸)

### ②遥拝の文化

沖ノ島は一般に立ち入ることができないため、近世には沖ノ島に宿る神を信仰の対象として拝む「遥拝」の文化が確認できるようになります。沖ノ島から、海を隔て 48 km離れた大島の北に面する海岸に沖津宮遙拝所が設けられました。現在でも、空気の澄んだ日には、水平線上に沖ノ島の姿を直接望むことができます。

宗像大社は、沖津宮、中津宮、辺津宮という海を介した境内を持つことから各地に遥拝所がいくつか設けられていました。江戸時代には、大島南東岸の現在の宮崎地区にある弁財天を祀る神社の前に九州本土の辺津宮を拝む遥拝所があったとされ、九州本土の神湊には中津宮を拝む遥拝所と、沖ノ島の見える江口に沖津宮を拝む遥拝所が存在していたことが分かっています。このことは、沖ノ島(沖津宮)~大島(中津宮)~九州本土(辺津宮)に位置する宗像大社三宮が、海を介し相互に結ばれていたことを示します。また、沖ノ島を遥拝する文化は、江戸後期に福岡城下の荒津山(現在の福岡市西公園)や北九州市若松区小竹にも広がりを見せ、地域住民の暮らしの中に浸透していったようです。

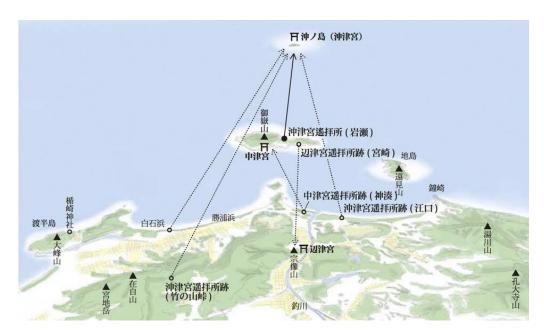


図6 宗像・福津両市における遥拝の位置関係





写真 4 左:沖津宮遙拝所 右:沖津宮遙拝所から望む沖ノ島

### (3) 生業

宗像三女神への信仰は、漁師や農家により根強く継承されました。特に辺津宮周辺は、農業と漁業の従事者が深く関わって、神事や祭事を行っています。

辺津宮は古代においては入り海の浜辺にあったと言われており、「日本書紀」には"海浜"と書いて"へつみや"と読ませています。その入り海だったところは現在、田園地帯となっています。

#### ①漁業

古くから大島周辺や沖ノ島周辺の海域を漁場としてきた漁師たちは、鐘崎をはじめ地島、大島及び神湊を主な港として漁村集落を営んできました。各漁村集落は、共通する要素として海、港、漁船、漁具などを収納する小屋、えびす様や大国様をまつる祠などが、日常の生活の中で培われた環境の総体として独特な風景を醸し出しています。近年、漁獲量の減少や燃料の高騰などに加え、高齢化の進行などにより年々漁師は減少しており、あわせて集落内の空き家も目立つようになってきました。それに対応するため、漁協などを中心に若手漁師の育成なども進められています。

玄界灘産のフグやイカ、アジ、タイ、イサキ、サザエ、アワビ、ウニ、海藻(ワカメ、ヒジキ、アカモク)などの魚介類は、関西や関東圏からも需要が高く、市の特産品となっています。



図7 沖ノ島周辺の生業の場(出典「宗像遺産(暮らし遺産編)」)



写真5 漁船が停泊する漁港 (大島)



写真6 玄界灘のトラフグ

### ②農業

市域の農地は、主に釣川流域の平野部や谷あいに広がっています。高度経済成長期以降、国道3号線やJR沿線が都市化し、団地、集合住宅や戸建て、それに付随して商業施設なども増え、農地面積は減っていきました。そのような状況の中でも玄海地域をはじめ市域の郊外では、大規模な開発を免れ農村集落の美しい風景が残されています。

特に辺津宮周辺は、古代入り海であった平野部が田園地帯となり米や麦、大豆などが栽培され、それぞれに四季の彩を感じることができます。また釣川の両岸には、樹木や竹林で覆われた標高 100m前後の丘陵地帯が広がり、丘陵の裾部や微高地には納屋、母屋、土蔵などから構成される居住空間が作られました。このように辺津宮周辺では、丘陵、居住空間、田園及び釣川が一体となった 農村風景を今も見ることができます。

一方大島は、南東側に面した沿岸部を漁村集落が占めているものの、内陸部に入ると柑橘系を中心とした果樹園や、細い谷筋には田畑が見られます。島内には12軒の宿泊施設がありますが、中には魚介類をはじめ米、野菜などを自給しているところもあります。夏ミカンやニューサマーオレンジなどの加工品も大島の主な産品となっています。



図8 古代の宗像大社周辺想像図

図9 現在の宗像大社周辺構造模式図

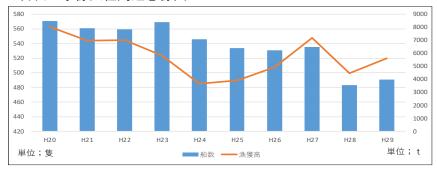


図10 船数及び漁獲高(単位;隻・t)

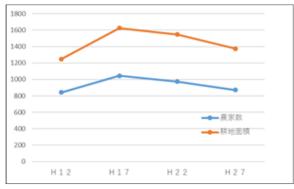


図 11 農家数と耕地面積(単位;戸・ha)

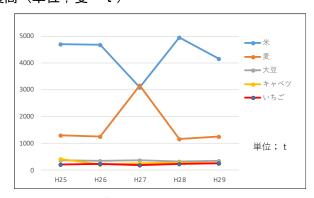


図 12 農作物収穫量(単位; t)

### 2. 宗像の空間形成

世界遺産が位置する宗像市域の空間形成を整理します。

### (1) 自然・歴史と人の営み

九州本土側の宗像市域は、標高 200mから 400m級の山地に囲まれた盆地状地形を呈し、その範囲に降った雨が釣川に集約され玄界灘に注ぐような地形となっています。市域のほぼ中央を東西に国道 3 号線や J R 鹿児島本線が貫き、その沿線に住宅地や商業施設などが立地しています。一方、その大動脈から離れると大きな開発に伴う地形の改変も減り、海岸部や山地側には豊かな自然が残されています。これは同時に古墳や集落遺跡、山城、寺社 12 などの文化遺産の多くが開発を免れ重層的な歴史・文化資源として残されてきたことにもつながります。

本来の宗像の風景は大きく2つに分けられます。1つは山地や丘陵地の裾部に居住域が営まれ、 平野部や谷部に河川と田園地帯が広がる基本的な農村集落であり、もう1つは海へ抜ける路地沿い に建ち並ぶ家屋と港に浮かぶ船とが一体となった漁村集落です。どちらも風情あふれる集落景観と して自然と人の営みによってつくられました。

信仰とともに育まれた宗像地域の自然や歴史、集落景観は、世界遺産の価値と不可分の関係にあり、地域に根差した日常の人の営みの中に息づいています。



図13 海・山・川

12世界遺産・宗像大社と関係の深い宗像地域にある古墳や寺院・山城については「参考資料」参照

### (2) 生業と暮らしの中の信仰

宗像市域の海岸には、玄界灘を漁場として、日常の生活の場であり寄港地である漁港を拠点に、漁村集落が形成されました。宗像地域内には7ヵ所の漁港があり宗像七浦と呼ばれています。漁師は海の安全、大漁祈願、航海安全を願って日常的に信仰活動を行っています。沖ノ島近海で大漁の時などに、その中でも大きな魚を沖ノ島の神様に捧げる"献魚"もその1つです。

宗像地域で農業を営む人々には、五穀豊穣、豊作祈願などを神に願う祭りとして宗像大社の秋季 大祭をはじめ地域の氏神の神事が受け継がれています。

乗物(自動車、鉄道、航空など)に関する職業で日常的に運転や操縦をする人たちは、事故に遭わないように交通の安全を神様に祈ります。日常の生活の中にも家内安全、子どもの成長などを願い、お宮参りなどを行う人も多いようです。

宗像地域の人々の日常生活の中に信仰があり、その信仰とともに宗像地域の漁業や農業の営みの中で世界遺産の価値が保たれていると言えます。もし宗像地域から漁業や農業が衰退するような事態になれば、これまで培われてきた風土や景観が崩壊し、信仰も途切れ、世界遺産としての価値が損なわれてしまうことになります。

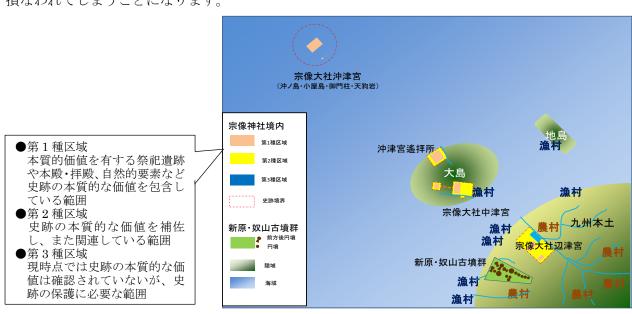


図 14 構成資産と生業(模式図)

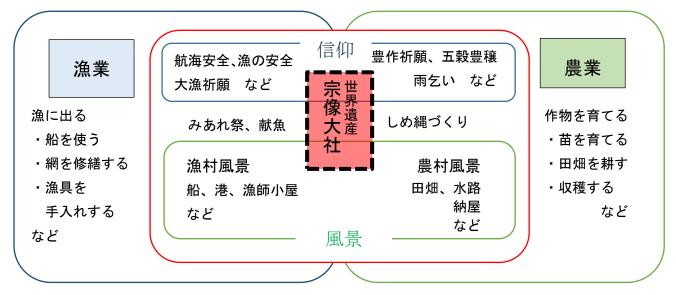


図 15 生業と世界遺産

### (3) 来訪者の受け入れ

宗像地域は、豊かな自然環境や歴史・文化資源、魅力的な海産物や農産物を求めて訪れる人が多く、釣りや海水浴などのレジャーの場としても人気の高い地域です。また、世界遺産登録に伴い一時期に来訪者は増加、その後従来の状況に戻りつつあるとは言え、依然として当該地域への注目度は高い状態が続いています。

このような状況を地域振興の好機ととらえ、地域に対する理解者や応援者を増やしていくために も、多くの人々に自然環境や歴史・文化資源の魅力を伝え、活かし、受け入れる取組につなげてい くことが求められます。



図 16 来訪者の受け入れ

### 第2章 基本方針

### 1. 理 念

今私たちが目にすることができる何気ないと思える風景も、そこでの暮らしや生業が連綿と営み続けられてきた結果として享受できるものです。世界遺産の構成資産を取り巻く、そうした今に続く暮らしや生業の生活空間は、世界遺産と共に一体のものとして国内外から高い評価を受けています。

だからこそ、世界遺産があることで日々の暮らしや生業が脅かされたり、生活を支える自然環境や良好な景観が損なわれたりするようなことがあってはなりません。

一方で、世界遺産をきっかけにして来訪者らとの新たな交流が生まれることで、日々の暮らしや 生業に潤いがもたらされ、地域の活力へとつながっていくことが期待できます。

私たちは、これまで受け継がれてきた歴史遺産をはじめとする地域固有の風土をこれからも維持 向上し続けるとともに、それを支える地域の暮らしや生業を守りつつ、来訪者とも共存できる環境 を整えていきながら、今を豊かに生き、誇りを持って次世代に引き継いでいけるようなまちづくり を目指していきます。

# 誇るべき歴史風土を学び、守り育み、 豊かに暮らし続けていく環境を保全創造する

### ● 目指すべき将来像 ●

構成資産及び周辺環境が 守られている 世界遺産を守り伝える地域の元気が育まれている

理解促進が図られ 共感人口が拡充している



### 持続可能な世界遺産 CITY 宗像

### 2. 目指すべき空間形成の方向性

その源流は古代にさかのぼる、大陸との活発な対外交流の時期に登場した宗像大社三宮(沖津宮・中津宮・辺津宮)の宗像三女神への信仰は、緩やかにその祭祀形式を変容させつつも、現在もなお九州本土と大島などに暮らす宗像地域の人々によって守られ、継承されてきました。

沖津宮では、国家的祭祀が沖ノ島で最も高い一ノ岳から南西側に伸びる尾根の巨石群と原生林に 覆われた場所で、大陸との交流が盛んになった4世紀後半から約500年間続けられました。沖ノ島 はその後も「神宿る島」として神聖な場として守られ、江戸期には社殿が建てられ、そして島には 今もなお神職以外立ち入ることができません。また、沖ノ島から南西約1kmのところに小屋島、御 門柱及び天狗岩の岩礁があり、洋上の鳥居の役割を果たし、境内の一部となっています。

中津宮では、大島で最も高い御嶽山山頂で7世紀後半から祭祀が開始されました。16世紀ごろ御嶽山東側の麓に社殿が建てられ、御嶽山と社殿を結ぶ山道を介して今の境内の形となりました。

辺津宮では、九州本土の玄界灘を望む丘陵上で、かつて釣川河口域が入り海であったころに、その入り海を望む場所で7世紀後半から祭祀が開始されました。その後丘陵の裾に社殿が建てられ、今の境内の形となりました。辺津宮境内の東に沿って流れる釣川は、盆地形成をしている本市に降った雨水が集約され玄界灘へ流れ込みます。辺津宮は、海から宗像の内陸部へ出入りする際の玄関口でもありました。

宗像大社三宮は、九州本土から沖ノ島まで北西方向にほぼ直線で結ばれています。世界遺産の価値を守るための緩衝地帯は、この軸線を基軸に、大島御嶽山展望台から沖ノ島方向の海域と、九州本土側の海岸とその背景の山並みへの眺望と周辺の自然環境を保全すべく、範囲を設定しています。

私たちは、世界遺産である宗像大社と、その価値を守るための緩衝地帯とともに海を介して開けた空間を、歴史、信仰及び生業の文化に裏打ちされた「海の道」として認識し、世界遺産の価値を支えることができる空間形成を目指します。



図 17 空間形成の概念

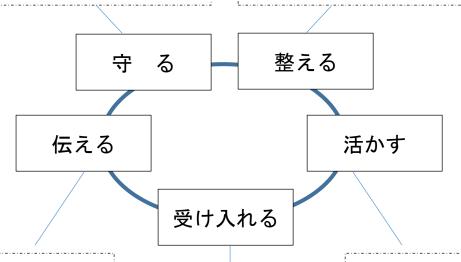
### 3. 基本目標

理念の実現に向けて、以下の5つの目標を掲げます。

これらの目標の実現を通じて、地域住民の暮らしや生業と来訪者が共存できる地域の仕組みを構築し、地域に対する理解者や応援者となる共感人口を増やしていきます。

構成資産は主に文化財保護法や宗像市文化財保護条例、緩衝地帯は主に宗像市景観条例等に基づき、三宮を結ぶ海の道を主軸に、史跡、自然及び地形を保全し、地域が育んできた自然環境や風致、良好な景観を継承し、世界遺産としての価値の維持向上を図ります。

自然環境及び第一次産業の生産環境の保全を 図ります。また、過度な開発を避け、景観阻害 要因の修景等に努め、周囲の環境に調和し地域 の価値向上に貢献する良好な景観を整備しま す。そして住民の理解促進を図り協働しなが ら、住み続けられる地域づくりを目指します。



世界遺産の価値と共に、世界遺産の価値と共に、世界遺産があるまちとしての魅力が来訪者に大の魅力が持ち、その魅力が精報を高いたのないな情報を図ります。適切な情報を図ります。連盟は大きの場の提供、海の道ととがでの場の提供、海の道、宗像大社神宝館、たいた館などのがはいるがでの展示やガイドなどに、来いる解説を活用するとともに、来が、大きながます。

周辺を回遊できるような環境整備や情報発信、満足度向上につながる観光資源開発に取り組みます。

住民の静かな暮らしや生業に 影響が生じないよう、来訪者の 適切な受け入れに取り組み、居 住空間と賑わい空間の共存を 第一に考えます。 来訪者の適切な分散、誘導を図り、世界遺産登録の効果を全市に波及させるため、玄海地域・大島地域に点在する歴史・地域で高速を世界遺産と関わるを世界遺産と関わるを関系を世界遺産とのもとよりもます。世界遺産の価値を実像だけに留めず、国内はもとより朝鮮半島や中国大陸などにもおび付け、研究や観光に活かしていきます。

### 4. 基本方針

5つの基本目標を踏まえ、より具体的な取組みの方向性を基本方針として設定します。

### (1) 守る:世界遺産としての価値の維持向上

世界遺産の価値を端的に言い表すと、「日本文化の形成に本質的に貢献した4世紀から9世紀の間の東アジアの国家間の重要な交流を示している」「古代から現在まで発展・継承されてきた『神宿る島』を崇拝する文化的伝統の類い稀な例」です。世界のどこにもない唯一の空間、ここにしかない、かけがえのないものであることを認識し、その価値を高め、来訪者にも満足してもらえる空間形成に取り組みます。

また、信仰を守り伝えてきた海に生きる人々の、海と陸との双方向の目線に立ち、「海の道」と三宮との一体的な空間を守ります。

- ①構成資産が引き立つ資産周辺の空間形成に取り組みます。
- ②宗像大社三宮を結ぶ「海の道」沿いの景観の質の向上を図るため、公共空間及び沿道空間の修景に取り組みます。
- ③宗像大社三宮の一体感を伝える、大島御嶽山展望台をはじめとする視点場や、沖津宮遙拝所 をはじめとする沖ノ島や九州本土方向への遥拝地からの眺望景観を保全・形成します。



写真7 宗像大社辺津宮下高宮祭祀遺跡からの眺望





写真8 大島御嶽山展望台からの眺望(左;沖ノ島方向 右;本土方向)

### (2) 整える:自然環境及び第一次産業の生産環境の保全

漁業者は沖ノ島に守られ、また沖ノ島を守ってきました。漁業従事者の多い大島においても、沖津宮同様に中津宮も心の"よりどころ"となっています。辺津宮周辺の農地は、かつての入り海としてその痕跡をとどめ、その姿が田園地帯としての良好な景観を演出しています。漁業や農業という生業は自然と一体となった暮らしの中で営まれ、人々が豊漁や豊作を願うために操作することのできない自然の脅威を鎮める神への祈りを継続してきたことも、世界遺産の価値を支えています。

そのため、豊かな海、山及び水源を育み、第一次産業の生産環境を保全するとともに、信仰を受け継いできた漁村集落、農村集落のまちなみ景観をさらに整えていくことで、魅力ある地域を作ることになり、世界遺産の持続可能な保全につながると考えます。

- ④豊かな漁場、水源となり、あるいは玄海地域や大島地域の美しい景観を構成する山並み、丘陵、松原等の保全に取り組みます。
- ⑤ "Save the Sea" をスローガンに、古代から変わらない自然と一体の海と海岸線とが一体となった美しい景観と、海洋環境の保全に取り組みます。
- ⑥九州本土の旧入り海の痕跡を伝える農地を中心として、第一次産業の生産環境を保ちつつ、季 節の変化や人々の営みが感じられる田園風景等の保全に取り組みます。
- ⑦地域に根付いた信仰を受け継いできた人々が暮らす宗像七浦の漁村集落や旧入り海周辺等の農村集落のまちなみ景観を整えます。



写真 9 辺津宮周辺に広がる農地



写真 10 釣川と周囲の集落・丘陵



写真 11 さつき松原の海岸



写真 12 大島の集落



写真 13 沖津宮遙拝所周辺での海岸清掃

### (3) 伝える:市民等の理解と来訪者への適切な情報・サービス提供

ここ宗像で生活している人たちが、世界遺産のあるまちとして郷土に誇りを持てる仕組みを推進します。世界遺産を核としたふるさと学習、地域コミュニティや団体への出前講座をはじめ、ガイダンス施設での展示や講座、各種イベントや情報発信により理解促進を図り、世界遺産を支え継承する人材の育成、共感人口の拡充につなげます。

また、インバウンドを含む来訪者に対しては、沖ノ島の禁忌をはじめとする先人たちが大切に守 り伝えてきた規範を確実に伝え、よき理解者、よきファンを増やすことを目指します。

これらの実現に向けて、世界遺産の価値を正しく理解していただくための展示・解説施設整備を検討します。併せて、構成資産周辺の便益施設の適切な確保に努めます。

- ⑧総合的なガイダンス機能を担い、資産の調査、研究と公開、活用を連携して行う展示・解 説施設について、既存施設の活用を含めて検討します。
- ⑨展示、講座及びイベントなど積極的かつ適切な公開活用、世界遺産を核としたふるさと学習や 団体、地域への出前講座等学びの場を提供し、世界遺産を守り伝える担い手の育成や共感人口 拡充に取り組みます。





写真 14 海の道むなかた館(左;外観 右;大型スクリーン)

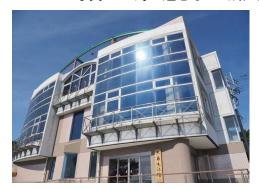




写真 15 大島交流館(左;外観 右;マルチスクリーン)



写真 16 世界遺産を核としたふるさと学習副読本

### (4) 活かす:関連する地域資源の活用と観光ルートへの誘導

本市には、構成資産以外にも鎮国寺をはじめ宗像大社と関わりの深い社寺や宗像氏にまつわる遺跡、宗像大社と縁のある出光佐三出身の唐津街道赤間宿、原町のまちなみなどの魅力ある地域資源が数多く存在します。一方で、辺津宮をはじめ構成資産の近隣地への過度な機能集積は、世界遺産の保護の観点から問題となる可能性があります。

世界遺産登録の効果を波及させるため、来訪者の適切な分散・誘導を図り、構成資産の価値を担保しつつ、玄海地域・大島地域の地域資源を活かす観光ルートを設定するとともに、市全域における各団体の役割分担、機能分担の仕組みを構築します。さらに宗像市にとどまらず福津市や県内外の文化的歴史的観光と結びつけて観光ルートを開発し、本遺産の独特な価値を活かし、海の道を介した交流をキーワードに、朝鮮半島や中国大陸を入れた観光開発も視野に取り組みます。

- ⑩構成資産の保護に配慮しつつ、観光ルートの設定、自動車・自転車・歩行者に配慮した案内・誘導サインの効果的な配置等により、さまざまな地域資源を活用した地域振興や観光振興の推進に取り組みます。
- ⑩辺津宮周辺に過度な商業機能や観光機能等が集積しないようにするとともに、世界遺産登録の効果を地域全体に波及させることを目指し、国道 495 号沿いへの商業機能や観光機能誘導に取り組みます。
- ②道の駅むなかたを観光拠点として、ふさわしい機能の強化や施設の整備に取り組みます。
- ⑬宗像市にとどまらず福津市などと世界遺産の価値を活かし広い視野で、かつ新しい生活様式に 沿った観光誘導を考えます。



写真 17 国道 495 号と道の駅むなかた周辺



写真 19 鎮国寺



写真 18 大島 風車展望所と砲台跡



写真 20 唐津街道赤間宿

### (5) 受け入れる:居住空間と賑わいの空間の共存

来訪者の増加に伴う交通渋滞対策、集落内への自動車の侵入対策、ゴミ処理対策等の観点から来訪者の適切な受入れに努め、居住空間の安全性を確保し、環境悪化を防ぎます。特に構成資産の近隣地に飲食店、土産物店及び宿泊施設等を確保する場合は、施設規模に配慮するとともに、来訪者と居住者との動線が交錯しないよう共存可能なゾーニングや移動手段の対策を講じます。玄海地域・大島地域においても静謐な信仰の空間、賑わいの空間及び生業のための空間とそれぞれの土地の特性に応じて受入れ空間を定める必要があります。

④集客施設や宿泊施設等の商業施設の立地を誘導する際は、適切な配置と規模を検討し、居住空間と共存可能なゾーニングと動線計画を行います。また、駐車場を適切に配置するとともに、周遊バスや小型モビリティ、自転車等、自家用車に頼らずに移動できる交通手段を整えます。



図 18 居住空間と賑わい空間の共存イメージ

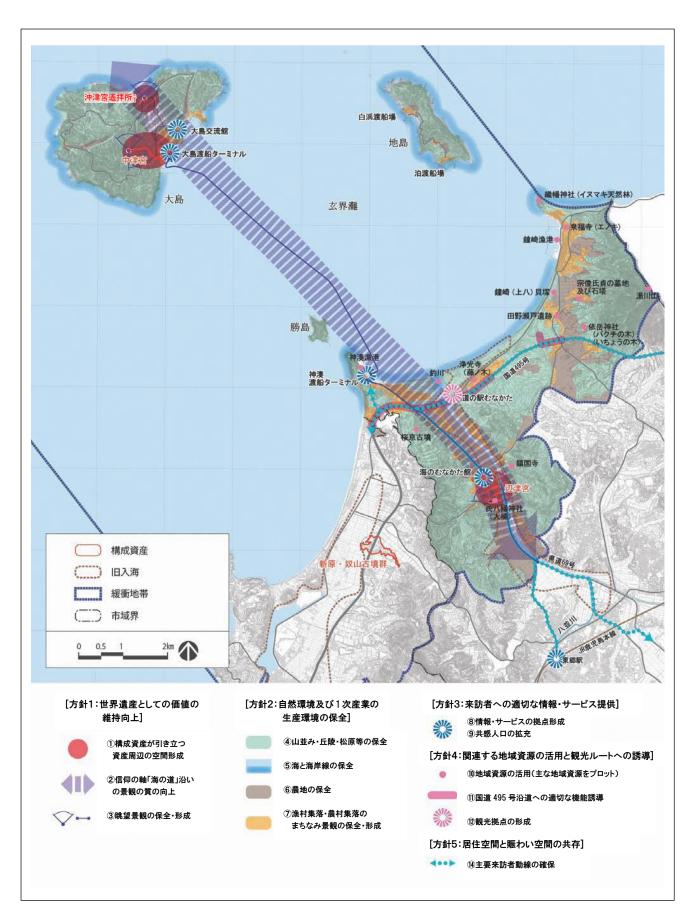


図19 空間形成の方針

### 1. 基本計画の概要

本計画に掲げる目標実現のために、関係法令、上位計画、推薦書及びSDGs等との整合、世界遺産の顕著な普遍的価値の保全と、豊かに暮らしていける環境の保全創造による持続可能な社会全体の幸福の実現の視点を踏まえつつ、令和3年度から令和6年度までを第1期と位置づけ、その間に取り組むべき課題と、それに対する事業計画を記します。

	R 3	R 6	R 7	R11.	R12	R16
SDGs						
「神宿る島」宗像・沖ノ 島と関連遺産群 包括的保存管理計画						
宗像市総合計画	第2次 後期基本計画	$\supset$	第3次 前期基本計画	$\supset$	第3次 後期基本計画	$\bigvee$
世界遺産のある まちづくり計画	第1期 基本計画	$\supset$	第2期 基本計画	$\supset$	第3期 基本計画	

図20 計画の期間

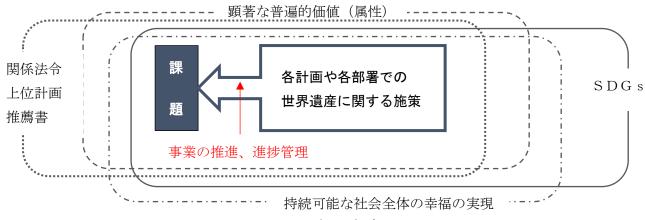


図 21 計画の概念図

### 2. 第1期基本計画における課題

市の各施策との関連や取り組むべき優先順位等を鑑み、第1期基本計画における課題として、基本 方針に沿って図 22 のとおり掲げます。

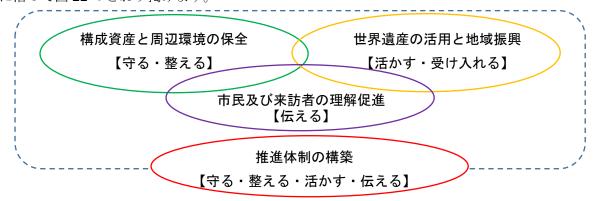


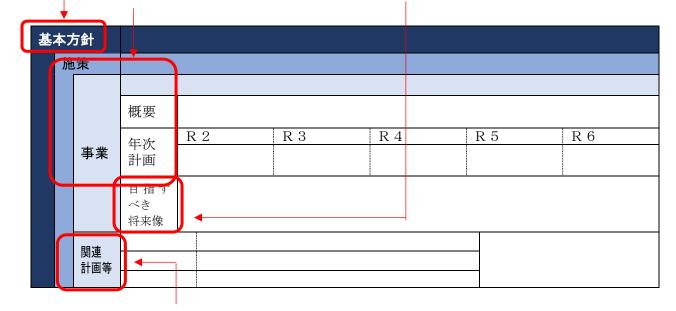
図22 第1期基本計画の課題

### 3. 第 1 期基本計画

### ◆「基本計画」の見方

取り組むべき課題ごとに施策と事業計画を設定しています。

- ◆第2章4、「基本方針」に記載している基本方針です。
  - ◆宗像市が取り組む事業について、 具体的な内容やスケジュールを 記載しています。
    - 【】は主に所管する課です
- ◆「第2章基本方針、1.理念」で示した 目指すべき将来像に基づく指針です。 これに基づき今後の進捗管理を行います。



- ◆事業を行ううえで関連する計画、遵守すべきことや考慮すべきことなどを記載しています。
  - ・総合計画:「第2次宗像市総合計画(後期)」令和2年度から5年間のまちづくりの指針を示す。
  - ・推薦書:「世界遺産一覧表への記載推薦書」世界遺産としての価値、保護と管理のための方策及 び必要な資料等を記載し、平成28年1月にユネスコ世界遺産委員会に提出したもの。
  - ・勧告:世界遺産登録にあたり世界遺産委員会から勧告されたもの。
  - ·包括的保存管理計画:序章(P3)参照。
  - •属性:参考資料3参照。
  - ・SDGs:「持続可能な開発目標」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標として、2015年の国連サミットにおいて合意された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中に掲げられたもの。17のゴールと169のターゲットから構成。

本計画では、関連するゴールとして以下のものを掲げています(内容は参考資料4参照)。



目標 4 【教育】



目標 8 【経済成長 と雇用】



目標 9 【インフラ、 産業化、イノ ベーション】



目標11. 【持続可能 な都市】



目標 12 【持続可能 な消費と生 産】



目標 14 【海洋 資源】



目標 15 【陸上 資源】



目標 17 【実施 手段】

## (1) 構成資産及び周辺環境の保全

基:	本フ	方針	守る:廿	世界遺産としての価値の維持向上	
	施	策	構成資產	その整備 で変化	
			①国指定	E史跡「宗像神社境内」整備事業	【世界遺産課】
			概要	・保存活用計画を策定し、計画的な管理、調査、修復を行整備基本計画に基づき、宗像神社境内について保存と流を行う。 ・防火訓練を継続しつつ、防火、防犯、防災機能・設備の扱ともに、計画の策定や見直しを行う。 ・表出遺物について、モニタリングを継続しつつ取扱ガイし、適切に保存管理する。	舌用のための整備 広充を検討すると
		事業	年次計画	R 2       R 3       R 4       R 5         ・摂末社       ・摂末社       ・摂末社       ・社叢         ・祖嶽山祭祀 ・御嶽山参道 ・保存活用計 画策定 ・防火、防犯、 防災検討 ・表出遺物の 保存管理       ・辺津宮石畳	R 6 · 社叢
			目指す べき 将来像	国指定史跡「宗像神社境内」を適切に保存し、世界遺産のfる。	価値が守られてい
		関連計画	総合計画	・構成資産の保存、管理及び経過観察の実 施	17 / r r r r r r r r r r r r r r r r r r
		等	属性	・祭祀遺跡 ・宗像三女神への崇拝	
	施	策	構成資產	色の保全	
			②埋蔵ス	文化財事前審査、現状変更	【世界遺産課】
			概要	・各種開発等による埋蔵文化財の滅失を避けるため、開発 前審査を実施 ・構成資産の整備等に際し、文化財保護法に基づく史跡の	
		事業	Fryh	R 2 R 3 R 4 R 5	R 6
			年次 計画	通年実施	-
			目指す べき 将来像	構成資産をはじめとする文化財が適切に保全され、構成資 る。	資産が守られてい

			③モニタ	ヌリング				【世界遺産課】
			概要	<ul><li>・年1回の構</li><li>・3年に1回</li><li>・文化庁へ毎</li><li>・資産の巡視</li></ul>	成資産調査、「 の詳細調査	と周辺海域等モニ 市民協働による見 委員会へ 6 年に 1 の検討	.回り活動	
				R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
			年次計画	定り・詳世界会制を受験を表す。 ・世界会制を表する。 ・世界会制を表する。 ・世界会制を表する。 ・世界会制を表する。 ・世界会制を表する。 ・世界会制を表する。 ・世界会別を表する。 ・世界会別を表する。 ・世界ののでは、 ・世界ののでは、 ・世界のでは、 ・世界の			・詳細調査	•
			目指す べき 将来像		周辺環境が守り、共感人口が	られている。 が拡充している。		
		関連	総合計画		働した保存と の保存、管理			14 #08#88 850(18 # 95)
		計画等	推薦書	・継続的な	経過観察の実	施		バートナーシップで 目標を達成しよう
			属性	・祭祀遺跡 ・宗像三女	、 :神への崇拝			<b>*</b>
基	本プ	計		世界遺産として : 自然環境及び				
	施	策		辺の空間形成				
			<ul><li>④景観記</li></ul>	十画、景観条例。	及び屋外広告物	<b>か条例の適切な運</b>	用	【都市計画課】
			概要	指導助言	告物見回り活動	基づく手続きの実 動の実施	を施がなされてい	ハるか把握し、
				R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
			年次 計画	   通年実施   <del></del>				<b></b>
		古光	目指す べき 将来像	世界遺産の緩る。	: 衝地帯を中心。	· とした景観が保全	され、周辺環境	竟が守られてい
		事業	⑤構成資	資産周辺におけ	る、価値の維持	持向上のための景	観の保全、創出	【都市計画課】
			概要	・小中学校で	度創設の検討 の景観教育の第 等の市民参画			
			年次 計画	R 2 ・修景助成制 度の検討 ・景観教育の 実施	R 3	R 4 ◆ 市民参画機	R 5	R 6
			H W			会の提供		
			目指すべき将来像	理解促進が図	られ、共感人に	口が拡充している	0	

		⑥開発	事業調査、遺産是	影響評価		ľ	世界遺産課】
ı		概要	・開発事業に ・影響がある 遺産影響評 ・風力発電開	予定を把握し、 ついて情報を収 事業については、 価を実施 発について、世 建設を規制	集し、影響につ 、影響回避に向い	いて調査 けて連携、協議。	
			R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
ı		年次 計画	通年調査 -				-
ı		目指す べき 将来像	事業内容を事情問辺環境が守	前に把握し遺産 られている。	への悪影響を回	避することで、	構成資産及び
ı	関連	総合計画	物、工作 さなどを ・地域特性 ・宗像大社	土や周辺の景観 物、屋外広告物 誘導 を生かした景観 で導く現代版を 景観の整備	の形態意匠や高 Lの形成	# # # # # # # # # # # # # # # # # # #	INTERNAL DE
ı	計画等	推薦書	<ul><li>・各種法令 顕著な普 うな開発</li></ul>	及び条例に基へ 遍的価値を著し 行為に対して適 遍的価値の保護	く低下させる。 切に管理		
		属性	<ul><li>・島に対す</li><li>・遥拝</li></ul>	る崇拝			

加	策	目然境境の保全												
		⑦環境例	<b>R全活動の推進</b>				【環境課】							
		概要	• 不法投棄監	視パトロールの	)実施									
		<b>左</b> 划。	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6							
		年次 計画	通年実施				<b>-</b>							
		目指す べき 将来像	構成資産及び	周辺環境が守ら	れている。	-								
		⑧環境教	⑧環境教育・環境学習による人づくり 【環境課】											
		概要	・市民を対象とした環境講座の実施 ・小学生を対象とした水辺教室の実施											
		FW.	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6							
		年次 計画	通年実施				<b>-</b>							
		目指す べき 将来像	理解促進が図られ、共感人口が拡充している。											
	事業	9構成資産周辺の清掃活動 【世界遺産課、環境課】												
	尹未	・市民協働による構成資産周辺の清掃活動実施 ・活動への参画及び実施のためのシステム構築 ・活動及びごみ削減に向けての情報発信												
		年次 計画	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6							
			通年実施 -				<b>-</b>							
			・システム 構築											
		目指す べき 将来像	構成資産及び周辺環境が守られている。 理解促進が図られ、共感人口が拡充している。											
		⑩漂着こ	ごみ対策				【環境課】							
		概要	・釣川クリー ・ラブアース	ン作戦を実施し クリーンアッフ	、河川から海へ 『を実施し、海岸	スした海岸漂着こ へのごみの流出防 世漂着ごみを回収	i止 L							
		年次	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6							
		計画	通年実施 -				<b>•</b>							
		目指す べき 将来像	周辺環境が守 理解促進が図		  が拡充している	; ; ;								
	関連 計画 等	総合計画	・市民と一 活動の実	M働した保存と注 体となった釣川 M施 による清掃活動	や海岸の保全	4 ROBURRE 11 GARNON 1 203/16 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1								
	寸	属性	<ul><li>・遥拝</li><li>・宗像三女</li></ul>	で神への崇拝		<b>*</b> &	}							

### (2)世界遺産の活用と地域振興

基	本フ	<b>方針</b>	活かす:	: 関連する地域資	資源の活用と観	光ルートへの誘	道								
	施	策	地域資源	原を活用した地域	成振興										
			①地域産	産業の担い手確保	₹	【水産振興課	、農業振興課、	商工観光課】							
			概要	者の確保、 ・農業;関係機 の状況に応し ・商工業;宗像	育成を支援 関との連携によ こた適切な支援 までの創業("宗 いづくりのため	考し、漁業への新 にり構築した就 体制を実施 業"そうぎょう 、北部観光ゾー	農相談体制によ ) を希望する人	り、一人ひとり							
				R 2	R 3	R 4	R 5	R 6							
			年次 計画	<ul><li>・後規の成業実者業</li><li>・規の成業実</li><li>・遺・方</li><li>・遺・方</li><li>・遺・方</li><li>・遺・方</li><li>・遺・方</li><li>・過・方</li><li>・過・方</li><li>・過・方</li><li>・過・方</li><li>・過・方</li><li>・過・方</li><li>・過・方</li><li>・過・方</li><li>・過・方</li><li>・過・方</li><li>・過・方</li><li>・過・方</li><li>・過・方</li><li>・過・方</li><li>・過・方</li><li>・過・方</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li></li></ul>				<b>*</b>							
			目指す	女型の活躍 ル	1144年間25~	<i>わぶ ・</i> アハフ									
			へさ 将来像	ドき 産業の活性化、地域振興につながっている。 将来像											
			②生産・	・販売の基盤の強	<b>鱼</b> 化	【水産振興課	、農業振興課、	商工観光課】							
		事業	概要	向けた調査で ・農業;農作業 たな農業機材 農業用水ので ・商工業;創業	研究の実施 の効率化や省元 或や施設の導入 確保 ・希望者への支援 や生産性向上な	漁場の再生、資力化を推進し、経を支援 を支援 そとともに、市内 どへの取組を積	経営規模の拡大 1事業者が新た	を図るため、新							
				R 2	R 3	R 4	R 5	R 6							
			年次 計画	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・漁場整備の 実施			<b>+</b>							
			目指す べき 将来像	産業の活性化、	地域振興につ	ながっている。									

	(3)ブラン	ンド化、消費の拡大、連携の強々	化 【水產振興語	课、農業振興課	、商工観光課】
	概要	<ul> <li>・宗像漁協、宗像農協、宗像市加工品のブランド化の推進</li> <li>・市内飲食店、小売店舗などをおけ</li> <li>・市民が市内で消費する仕組</li> <li>R2</li> <li>R3</li> <li>・6次産業化商品の開発</li> <li>・トラフグなとどのブラー</li> </ul>	、発信 での市内の水産物	勿、農産物、加口	二品の活用の働
	目指すべき	ンド化推 進 ・民間企業と 連携した 販路拡大			<b>-</b>
	べき 将来像	産業の活性化、地域振興につ	ながっている。		
	④島の産	産業の活性化		【元気な	島づくり課】
事業	概要	・農地の有効利用、資源の回行 化など、島の主要産業であ			かへの付加価値
	年次計画	R2 R3  ・6 次産業 化の推進 ・中山間地域を接支援 ・地域を支援・地域業力の採用	R 4	R 5	R 6
	目指す べき 将来像	産業の活性化、地域振興につ 理解促進が図られ、共感人口	-	)	
	⑤島での	の就業機会確保と移住の促進		【元気な	島づくり課】
	概要	・農水産業の強化に加えて新保や企業誘致など、島への	移住者を増加さ	せる環境整備や	支援を実施
	年次 計画	R 2     R 3       通年実施	R 4	R 5	R 6
	目指す べき 将来像	産業の活性化、地域振興につ理解促進が図られ、共感人口	が拡充している。	)	
関連 計画 等	総合計画	・6 欠産業化商品の開発 ・トラフグなどのブラント ・商品の高付加価値化への	・化推進	M &	11 valuetina 12 octano de proceso de la constanta de la consta
	属性	・宗像三女神への崇拝			

施	策	地域資源を活用した観光振興									
		⑥観光分	}野における「ラ	稼ぐ」体制の確	<u>'</u>		【商工観光課】				
ı		概要	機能強化 ・DMO を中	心に観光資源を	活かした体験型	MO <sup>13</sup> を推進する 型観光メニューの 客及び観光消費	の開発促進及び				
ı		年次計画	R 2	R3 ・DMO 候補 法人とし ての活動	R 4	R 5	R 6 ・DMO 登録 ▶				
ı		目指すべき将来像	産業の活性化	受業の活性化、地域振興につながっている。 理解促進が図られ、共感人口が拡充している。							
		⑦市内回遊性の向上 【商工観光課】									
		概要	・観光拠点施 資源との広域		]の回遊性を高め	りるとともに、作	也自治体の観光				
ı	事業	年次 計画	R 2 ・観光ルート の設定 ・情報発信の 充実	R 3	R 4	R 5	R 6				
ı		目指す べき 将来像	目指す 産業の活性化、地域振興につながっている。 べき 理解促進が図られ、共威人口が拡充している								
		⑧交流/	口・関係人口	の創出			【商工観光課】				
ı		概要	・歴史、食、自然、スポーツ、祭り等の資源を生かし、新たな人の流れを創出 ・本市、各地域、市内事業者などが行う事業に共感し、これまでの観光による交流を超えた、イベントの担い手や寄附等、新たな関係を持つ人を増や す取り組みの推進								
		年次	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6				
		計画	・情報発信の 充実				<b></b>				
ı		目指す べき 将来像		、地域振興につ られ、共感人口	ながっている。 が拡充している	),	,				
ı		総合計画	と機能強 ・宗像独自 一の開発	化 の旅行商品や係 促進	進する体制づく 本験型観光メニ、 通網のあり方検記	8 BRANG 9 RECEIVED					
ı	関連計画等	推薦書	<ul><li>・来訪者や 深く経過</li><li>・観光動約 報提供等</li></ul>	・資産に与える影 制観察 &の設定や来訪者 の体制を整備	ど響について注意 者施設の設置、	14 # # # # # # # # # # # # # # # # # # #	17 Heat 2007				
ı		包括的存管理制	計 等、本資 への正し	・本資産の価値や保存管理に関する活動 等、本資産に関する情報を発信し、資産 への正しい理解と認知度を向上							
		属性	• 遙拝	:神への崇拝							

<sup>13</sup>地域の観光資源に精通し、地域と協同して観光地域づくりを行う法人

基	基本方針		受け入れる;居住空間と賑わいの空間の共存										
	施領	策	ゾーニン	グと動線計画									
			9国道 4	195 号沿線店舗記	誘導			産業政策室】					
			概要	・観光拠点で	ある道の駅むなど	かたの周辺に、	賑わいや新たな	魅力を創出					
				R 2	R 3	R 4	R 5	R 6					
			年次 計画	<ul><li>・北部沿道商 業地域へ の新規店 舗誘導</li></ul>				<b></b>					
			目指す べき 将来像	産業の活性化、	地域振興につ	ながっている。							
			⑩公共交	を通体系の整備	=	【都市再生課、元気な島づくり課】							
	:	事業	概要	<ul> <li>・オンデマンドバス 14 の実証実験を実施、検証。結果を基に路線バス、ふれあいバス、コミュニティバス、オンデマンドバスを含む、市全体の公共交通体系を再構築</li> <li>・渡船事業について、安全確保に努めつつ将来にわたる持続可能な航路運営に向けて、航路を再編</li> </ul>									
					R 3	R 4	R 5	R 6					
			年次計画	での実証 実験に向 けた協議 ・渡船事業運	<ul><li>航路再編に 向けた諸</li></ul>		・地域公共交 ・地域網係 に ・新船建造に ・新 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	<ul><li>新計画施行</li><li>→</li></ul>					
			目指す べき 将来像	産業の活性化、	地域振興につ	ながっている。							
			総合計画	<ul><li>や店舗の</li><li>観光に特</li></ul>	誘導と支援 化した市内交通	が の民間資本網のあり方検託	t and the state of	#2-d##### 11 #############################					
		関連 計画 等	推薦書	深く経過 ・観光動線 報提供等	<ul><li>・来訪者や資産に与える影響について注意 深く経過観察</li><li>・観光動線の設定や来訪者施設の設置、情報提供等の体制を整備</li></ul>								
			属性	<ul><li>・遙拝</li><li>・宗像三女</li></ul>	神への崇拝								

<sup>14</sup>定時定路線バスではない予約型の乗り合いバス

# (3) 市民及び来訪者の理解促進と情報提供

基	本ノ	5針	伝える:市民等の理解と来訪者への適切な情報・サービス提供										
	施	策	展示・角	解説施設の整備	【世界遺産課】								
			①展示・	・解説施設の検討									
			概要	・調査研究活動の推進及い文俵について ・求められるガイダンス施設の機能について ・宗像大社辺津宮周辺のあり方について ・整備や運営に係る経費について									
		事業		R 2 R 3 R 4 R 5	R 6								
			年次計画	<ul><li>資料の整理・収集</li><li>機能の検討</li><li>周辺環境の検討</li><li>整備に向けた検討</li><li>基本計画</li></ul>	<b>→</b>								
			目指す べき 将来増	が守られている。									
			総合計画	・他自治体や関係機関との連携による世界 遺産センター(仮)整備の検討 ・公共施設の適正規模や最適配置の検討	11 RABUSALO 17 H-54-297C BREARCLO								
		関連計画	推薦書	・総合的なガイダンス機能を担い、資産の 調査、研究と公開、活用を連携して行う 世界遺産センター(仮)について、既存 施設の活用を含め検討									
		等	勧告	・研究計画を継続、拡大									
			包括的存 存管理画										
			属性	・出土品・祭祀遺跡・島に対する崇拝・遙拝・宗像三女神への崇拝									

į	施策	市民等の	理解の促進		
		①世界遺	産公開活用		【世界遺産課】
ı	事業	概要	・海の道むなかた館や大島交流館における ・公開講座、出前講座及び体験学習 ・啓発イベント ・新しい生活様式への対応 ・関係する地域や機関との連携による啓発 ・沖ノ島の禁忌や半径2kmの神域などの優 ・各種媒体を活用した情報発信	きや研究活動	知
	7*		R 2 R 3 R 4	R 5	R 6
ı		年次 計画	<ul><li>・啓発、研究 活動</li><li>・展示リニ ューアル</li></ul>		<b>-</b>
		目指す べき 将来像	理解促進が図られ、共感人口が拡充してい	いる	
ı		②世界遺	産学習推進事業		【教育政策課】
ı		概要	・宗像市立学校の児童生徒を対象とした。 習のための副読本作成、配布。構成資産		
ı			R 2 R 3 R 4	R 5	R 6
ı		年次 計画	・全市立学校 でのふる さと学習 の実施		•
ı		目指す べき 将来像	宗像の歴史と世界遺産に対する誇りや愛莉 共感人口が拡充している。	<b>着の醸成など理</b>	解促進が図られ、
ı		総合計画	・「海の道むなかた館」、「大島交流館」 を拠点とした理解促進のためのイベ 開催、情報発信の充実 ・世界遺産を核としたふるさと学習の ・市民団体や教育機関などと連携した の場の提供 ・宗像の特色を生かした郷土や文化を 機会の創出 ・歴史文化財の展示やイベントの実施	ント 推進 学び	11 GARITGES 17 (1-1-2-2-27) 18 (1-1-2-2-27) 19 (1-1-2-2-27) 19 (1-1-2-2-27) 10 (1-1-2-2-2-27) 11 (1-1-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2
ı	関連計画等	推薦書	・行政と市民の協働による世界遺産を した地域づくりの取組 ・地域コミュニティや国内外の来訪者 し、資産の価値や保存管理に係る情 発信、受入体制を充実	に対	
	J	包括的作存管理制	・世界遺産の価値や保護の関心を高めめに、地域住民に対しての講座、研などを継続 ・子どもたちに資産の価値、歴史、文	修会 化的 め学 教材	
		属性	・宗像三女神への崇拝		

### (4) 推進体制の構築

### ①取組みの方向性

本市は、世界遺産登録の効果を全市に波及させることを目指し、世界遺産の確実な保存を前提としつつ、良好な空間形成の推進に取り組んでいくとともに、世界遺産を活かす地域振興を推進します。その推進にあたっては、市民、事業者、国や県及びその他関係機関に協力を求めます。特に、宗像市を生活圏に置く方々については、世界遺産を"我が事"として捉え、地域に誇りを持つ心を養うことでひとづくりまちづくりにつながるように、また、来訪者を含む市外からの多くの方々には、世界遺産の保存と活用にそれぞれの実情に応じて参画が可能なシーンを設定し提供していきます。それらを通じて世界遺産の共感人口の拡充につなげてまいります。

### ②連携、協力する機関、団体等

「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群 保存活用協議会		福岡県、宗像市、福津市及び宗像大社で組織。世界遺産の保存管理と公開活用の包括的な業務を担う。 各分野の専門家による「専門家会議」を擁する。	
宗像市世界遺産保存活用検討委員会		宗像市の附属機関。専門家及び市民代表によって組織。 世界遺産の保存と活用に関することを協議。	
市民組織	宗像市世界遺産市民の会	各地区コミュニティ及び各種団体の代表者によって組織。 啓発事業や見回りや清掃活動を実施。	
	世界遺産サポーター	居所等を問わず、世界遺産支援の趣旨に賛同いただける 方々。約50人が登録。	
市民、事業者		市民、構成資産又は緩衝地帯に来訪する者及び市内又は 緩衝地帯において事業を営む者。 世界遺産への理解を深め保存、活用及び環境保全への協 力に努める。	
所有者(宗像大社)		構成資産を適切に管理し、保存や活用に関する事業に協働して取り組む。	

#### ③計画の推進と協力体制

計画の推進にあたって連携協力すべき内容を記します。各分野の専門家はもちろん、世界遺産を支え主体となる地域、そしてその地域を支える事業者等との説明会、研修等による学習及びワークショップやフィールドワークなど意見交換をする場を整え、共に世界遺産を守り伝えていく担い手となっていただきます。

機関・団体	総括	資産と環境保全	活用と地域振興	展示・解説施設	
保存活用協議会	・世界遺産の保 存と活用	調査研究の推進 さまざまな計画の立案			
保存活用検討 委員会	・進捗管理 ・指導助言 ・ 実験境内 (構成資産) の良好な保存管理、活用に関する アドバイス				
市民組織	・市民を代表し 方民組織・資産保護管理体制の構築 ・個別事業の協力 ・イベント等情報発信		・価値の伝達		
市民、事業者	・生業       ・環境保全に対する意識向上         ・日常の生活       ・個別事業の協力         ・情報発信			・価値の理解促進 ・地域の誇り	
所有者(宗像大社)	<ul><li>・神事</li><li>・祭事</li></ul>	・事業主体	• 広報啓発	• 協議	

### 1. 宗像市世界遺産「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群基本条例

平成30年3月28日 条例第5号

目次

前文

第1章 総則(第1条-第7条)

第2章 基本的施策(第8条—第11条)

第3章 雑則(第12条)

附則

日本列島の西部に位置する宗像の地は、古代、東アジアと日本列島との海を介した交流の要衝でした。 この交流によって取り入れた東アジアの先進技術や文化は、日本の政治や社会などの発展に大きく貢献 しましたが、航海術に長けた宗像の人々にとってもその航海は常に危険を伴う命がけのものでした。

このような歴史的背景から生まれた、航海の安全と交流の成就を願う沖ノ島の沖津宮、大島の中津宮、 九州本土の辺津宮での祭祀行為や人々の信仰によって形成された文化的伝統は、古代からその形を変え ながらも今日まで引き継がれています。

そして、東アジアとの交流を示す歴史的物証と今日まで続く文化的伝統は、世界に比類のない文化遺産であると評価され、平成29年7月に「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群としてユネスコの世界遺産に登録されました。

私たちは、この世界遺産が有する顕著な普遍的価値を深く理解するとともに、これまで宗像の地域に おける人々の生業や暮らし、自然環境によって形成されてきた風致や景観が顕著な普遍的価値に大きく 寄与しているということも忘れてはなりません。

このような認識のもと、私たちは世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約の精神に基づき、「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群が有する顕著な普遍的価値を損なうことなく、保存し、活用し、 次の世代に引き継いでいくことを決意し、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、世界遺産の保存及び活用に関し基本理念を定め、市の責務、所有者の責務及び市 民等の役割を明らかにするとともに、市の施策その他必要な事項を定めることにより、世界遺産が有 する顕著な普遍的価値を次世代に継承していくことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)世界遺産 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約(平成4年条約第7号)第11条 第2項の世界遺産一覧表に文化遺産として記載された「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群をい う。
- (2) 顕著な普遍的価値 国家間の境界を超越し、人類にとって現代及び将来の世代に共通した重要 性を有する傑出した文化的な意義をいう。
- (3) 構成資産 世界遺産を構成する資産のうち、市内に所在するものをいう。
- (4) 緩衝地帯 世界遺産の保護を目的として設定した区域をいう。
- (5) 所有者 構成資産において所有権を有する者をいう。
- (6) 市民等 市民、構成資産又は緩衝地帯に来訪する者及び市内又は緩衝地帯において事業を営む 者をいう。

(基本理念)

- 第3条 世界遺産の保存及び活用は、世界遺産が有する顕著な普遍的価値を維持し、又は、向上し、次 世代へ継承していくことを旨として行われなければならない。
- 2 世界遺産の保存及び活用は、市内における生業、暮らし及び自然環境により形成された世界遺産が 有する顕著な普遍的価値に寄与する風致及び景観を維持し、又は向上していくことを旨として行われ なければならない。
- 3 世界遺産の保存及び活用は、市、国、関係地方公共団体、所有者、民間団体その他の世界遺産の保 存及び活用に関わる者の相互緊密な連携のもとに、行われなければならない。

(共通の責務)

第4条 何人も、世界遺産の保存及び活用並びに緩衝地帯の保全にかかる文化財保護法(昭和25年法律第214号)その他の関係法令等を遵守しなければならない。

(市の責務)

- 第5条 市は、第3条に規定する基本理念にのっとり、世界遺産の保存及び活用に関する施策を総合的 に企画及び実施するものとする。
- 2 市は、国、関係地方公共団体、所有者、民間団体その他の世界遺産の保存及び活用に関わる者と連携し、世界遺産の保存及び活用に関する取組を推進するために必要な体制を整備するものとする。

(所有者の責務)

- 第6条 所有者は、所有権を有する構成資産を適切な管理のもとに保存し、かつ、その特性に応じて活用するよう努めるものとする。
- 2 所有者は、市、国、関係地方公共団体、民間団体その他の世界遺産の保存及び活用に関わる者が実施する世界遺産の保存及び活用に関する取組に協働で取り組むよう努めるものとする。

(市民等の役割)

- 第7条 市民等は、世界遺産が有する顕著な普遍的価値についての理解を深めるよう努めるものとする。
- 2 市民等は、各構成資産において定められた遵守すべき事項を遵守し、世界遺産の保存及び活用のた

めに講じられる取組に協力するものとする。

3 市民等は、各構成資産の周辺の環境の保全に影響を及ぼすことがないよう十分に配慮するものとする。

第2章 基本的施策

(顕著な普遍的価値の理解促進)

第8条 市は、世界遺産が有する顕著な普遍的価値についての理解促進のために必要な措置を講ずると ともに、市民等に対しその学習の機会及び情報の提供等を行うものとする。

(構成資産の適切な保存及び活用)

第9条 市は、構成資産の文化財としての適切な保存及び活用を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(緩衝地帯の保全)

第10条 市は、緩衝地帯の保全を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究の実施)

第11条 市は、世界遺産並びにその保存及び活用に関し必要な調査研究を実施するものとする。

第3章 雜則

(協力の要請)

第12条 市は、世界遺産の保存及び活用に関する施策を円滑に推進するため、できるだけ多くの者に対し、必要な協力を求めるよう努めるものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

# 2. 景観まちづくり座談会

平成 26 年 10 月から平成 27 年 5 月にかけて玄海地区住民、大島地区住民及び関係団体へのヒアリングを行い、平成 27 年 5 月から平成 28 年 3 月にかけて、玄海地区において 6 回、大島地区において 5 回の景観まちづくり座談会を行いました。

# (1) 景観まちづくりに対する意向

#### ①玄海地域

分 野	意  見
基本的な考え方	・住んでいる町の魅力を理解し、その魅力を守り伝えることが大切。 ・古代から現代までの暮らしの延長が世界遺産と捉える。 ・自然の中には静けさが残っていて、神が宿る景観という雰囲気を持っている。 ・今のままの景色を守るには、住民意識の統一が肝心。子どもの教育も大事。
自然	<ul> <li>・遊歩道や休憩所が整備されていても利用されていない。さつき松原や鐘崎、承福寺や在自山など景色が良い場所がたくさんあるので、マップや看板などでPRしてみては。</li> <li>・さつき松原や丘陵地の樹林、竹林の手入れが必要だが、住民だけでは手が回らない。</li> <li>・宗像大社周辺に生息しているホタルやタニシを看板や絵で説明、アピールできるといい。</li> </ul>
歴史的な 景観資源	・宗像は歴史の宝庫、歴史を学ぶ楽しさをもっと発信すべき。 ・古墳が分布している丘陵部から釣川のつながりが大切。 ・伝統的な瓦葺や藁葺屋根の建物、家神様や古い寺社、田園や海の風景などの地 域資源を調べ、残していくことが必要ではないか。
農地	<ul><li>・田園から海へ抜けるストーリーのようなつながり。入海をアピールする田園の良さもある。</li><li>・農地を守ることは地域の負担になるが、守ってほしい。</li><li>・米、麦、大豆の広がる風景は、よそから来た人にも魅力的。</li></ul>
集落・暮らし	<ul> <li>・伝統的な瓦葺や藁葺屋根の建物、家神様や古い社寺、田園や海の風景などの地域資源を調べ、残していくことが必要ではないか。</li> <li>・農業従事者が減っており、昔ながらの農家住宅が生活の実態にそぐわないものになっている。</li> <li>・古民家や空き家が多いこと、大学があることを活かして、学生同士や学生と外部の交流の場づくりをしていきたい。 I ターンや J ターンのきっかけとなる場を作り、移住してくる人材を育てたい。</li> <li>・商業による賑わいづくりもあるが、辺津宮を中心に発展することが大事であり、大社と神湊のつながりを大事にしていくという考え方が大切。神湊の賑わいを復活させたい。</li> </ul>
道路	・道の駅から神湊への海沿いの道を整えて、多くの人に美しさを知ってほしい。 ・東郷駅から神湊まで続く県道 69 号線の景観は大切にする必要がある。 ・国道 495 号線の景観を守る必要があるが、今後は店が増え幟旗などが増えてくるのでは。 ・万葉古道も含めてネットワークをつなげて利用できるようにした方がおもしろい。

# ②大島地域

分 野	意  見
基本的な考え方	<ul> <li>・大事なのは観光地をつくることではなく、島の暮らしを守り、暮らしの環境を向上させていくこと</li> <li>・24時間誰でも受け入れるのではなく、島に敬意を持って来てくれる人を歓迎したい。</li> <li>・沖ノ島にまつわる決まり事をもっと観光客に広く伝えていきたい。</li> <li>・島には、世界遺産の構成資産以外の魅力がもっとある。</li> <li>・団体客を受け入れる際などに、情報のやり取りや事前の調整が不足している。</li> </ul>
自然	・風景や花など、島の「今」を情報発信する方法が欠けている。 ・砲台跡や島北部の景観は素晴らしいので、観光客にぜひ見てほしい。バスでは細い道や木がじゃまする道などがあるが、魅力的なルートづくりができるといい。 ・花を植えて風景づくりをすることも大事だが、ダルマギクやツワブキ、スイセンなど、野生にもともとある花も大事にしていきたい。 ・朝日や夕日が美しい島なのに、その時間帯にフェリーがない。夕日を満喫した後の時間帯の船があるとよい。
歴史的な 景観資源	・昔は捕鯨が行われていた歴史もあり、風景や歴史を知るガイドが必要。 ・来訪者は漁師の普段の生活や方言など、漁村らしさを見たい。大島の行事を洗いなおして、来訪者に見せてはどうか。
漁業・生業	・大島で大島の魚を食べられないのは、ほとんど道の駅で販売してしまうから。 ・海産品の加工場や流通させる施設があれば、収入につながる。グループで協力 して特産品の開発を行いたい。 ・漁港では、使い古しの漁具が山積みになっている箇所があり、景観的に問題が あるのできれいにした方がいい。 ・まち歩きをしながら、漁具など生活感が見えるとおもしろい。(今の網は干さな くてもよくなり、魚も家で干さないため、昔の漁師町らしさがなくなった。)
集落・暮らし	<ul> <li>・地域全体で子どもを育ててくれる感じがあり、教育環境としてはとても良い。</li> <li>・緊急時、夜間の対応が厳しいうえ医療や子育ても心配。</li> <li>・島内に働く場が必要。働きたい女性は多いが、育児をしながら働く環境が整っていない。</li> <li>・住民も買い物をする場所がなく、本土まで買い物に行っている状況。</li> <li>・空き家を活用して民泊などができるようになっているといい。貸してもいいという人もいるが、改修費がかかることも課題になっている。また、空き家を借りたい、貸したいという要望は両方あるが、その結びつけが上手くいってない。</li> </ul>
道路	<ul> <li>・大島は、車で周る大きさの島ではないし、車で短時間で周ってしまってはもったいない。歩くことを大前提とした観光を推進したい。</li> <li>・観光客が増えたが、さまよっている人が多い。歩いてもらうための仕組みが整っていない。</li> <li>・御嶽山山頂への道など坂道が多いため、電動自転車でなければ難しい。</li> <li>・来訪者が集落散策を楽しむ時間帯と、漁師さんの生活時間帯(昼間は夜の漁に備えて休んでいる)が違うため、路地の散策のあり方の検討が必要。</li> <li>・現在地が分かりにくい。手作り感のあるマップや案内サインは見る人の興味を引き、いいのではないか。また、目的地への所要時間の表示があるとよい。</li> <li>・ツアーバスが増えたので、バス会社と島内との連携が必要。</li> </ul>

# (2) 景観まちづくりに向けた課題

# ①玄海地域

) 女 <b>声</b> 也 攻	
分野	意。見
自然・歴史的環境について	<ul> <li>●地域固有の自然景観や歴史景観の保全や復活が必要</li> <li>・自然の中には静けさが残っていて、神が宿る景観という雰囲気を持っている。</li> <li>・港や海辺、里山に見られていた伝統的な風景が、現在の生活と折り合いにくい状況となっており、今のままの景色を守るには住民の意識の醸成、子どもの教育が必要になる。</li> <li>・さつき松原や鐘崎、承福寺や在自山など景色がよい場所がたくさんあるが、広く知られていない。</li> <li>・海に面しているのに、海を感じられる場所が少ない。</li> <li>●清掃活動等の充実による景観の維持が必要</li> <li>・さつき松原や釣川の美化活動を定期的に行っているが、人手が足りない状況である。既存の活動に関する広報、周知をもっと行う必要がある。</li> <li>・古墳や神社周辺など荒れている場所についても美化活動が必要である。ボランティアや企業参加などの仕組みづくりが必要となる。</li> <li>●辺津宮から神湊の環境整備が必要</li> <li>・辺津宮から神湊にかけての沿道の修景、美化や、かつての入海に広がる農地を継承する必要がある。</li> <li>・道の駅から鐘崎への海岸沿いの道、東郷駅から神湊まで続く県道69号線、国道の駅から鐘崎への海岸沿いの道、東郷駅から神湊まで続く県道69号線、国道の駅から鐘崎への海岸沿いの道、東郷駅から神湊まで続く県道69号線、国道の駅から鐘崎への海岸沿いの道、東郷駅から神湊まで続く県道69号線、国道</li> </ul>
地域の暮らしについて	●古民家等の保全、活用が必要 ・伝統的農家住宅が生活の実態に合わないものになりつつあり、今後、空き家の増加や建て替えが進むと予想され、移住者の受け入れや古民家の活用が必要。 ●耕作放棄地や荒れ地の活用、特産品づくりが必要 ・工作放棄地や荒れ地を活用した体験プログラムや、竹や松を使った特産品づくり、農産物のブランド化、地産地消の取り組みなどが必要である。 ●地域資源の調査、記録、継承が必要 ・伝統的な瓦葺や藁葺屋根の建物、家神様や古い社寺、田園や海の風景などの地域資源を調べ、残していくことが必要となる。 ・景勝地(鎮国寺、承福寺、在自山、さつき松原など)、生物、植物などの案内マップづくりなど、記録、継承が必要である。 ●来訪者対策が必要 ・どの程度観光地化していくのか、集落内の幅員が狭い道路での来訪者の安全対策や、住民の静かな生活とのバランスが大切である。
来訪者の受け入れについて	<ul> <li>●点の観光から線の観光への展開が必要</li> <li>・道の駅への来訪者は多いが、海産物の購入だけですぐ帰ってしまい、周辺の活性化につながっていない。</li> <li>・来訪者の地域での滞在時間が短く、宿泊客も減少しており、神湊の歴史的まちなみや賑わいを維持しづらくなっている。</li> <li>・集落道や万葉古道も含めてネットワークをつなげ、回遊性の向上を図る必要がある。</li> <li>・公共交通機関やレンタサイクルなどの見直しを行い、回遊性の向上を図る必要がある。</li> <li>●道路、駐車場、観光ルート等のインフラ整備が必要</li> <li>・世界遺産候補としての知名度が上がるに従い、神湊フェリーターミナル周辺の交通渋滞や駐車場不足などの問題が起きている。</li> <li>・駐車場や公衆トイレなどの適正配置が必要。展望場所や回遊ルート、マップなどが必要。</li> <li>●地域の資源を活かしたアクティビティの充実が必要</li> <li>・釣川、海岸を中心としたアクティビティの充実が必要</li> <li>・釣川、海岸を中心としたアクティビティの充実が必要</li> <li>・釣川、海岸を中心としたアクティビティの充実が必要</li> <li>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>

# ②大島地域

分 野	意  見
自然・歴史的 環境について	<ul> <li>●地域固有の自然景観や歴史景観の保全や復活が必要</li> <li>・山に手が入らず荒れている場所や休耕田の増加など。</li> <li>・花を植えて風景づくりをすることや、野生にもともとある花を大事にしていくことが必要。</li> <li>●清掃活動等の充実による景観の維持が必要</li> <li>・漁港では使い古しの漁具が山積みになっているなど、修景が必要な場所がある。</li> <li>・海岸部に漂着ゴミが多く、清掃活動や回収の仕組みづくりが必要である。</li> <li>・草刈り、ゴミ処理、外来者の持ち込み等のゴミ問題は大きく、対策が必要。</li> </ul>
地域の暮らしについて	<ul> <li>●古民家等の保全、活用が必要</li> <li>・少子高齢化が進み、空き家が増加してる。空き家を活用する仕組みが必要。</li> <li>●生活の利便性の向上が必要。</li> <li>・大島で獲れた海産物は道の駅に卸してしまうため、住民も島内で魚を購入することができない。</li> <li>・食事や買い物をする場所が少なく不便、医療面では緊急時や夜間の対応が不十分など生活の利便性を高めていく必要がある。</li> <li>●就業の場が必要</li> <li>・島内に働く場が必要。働きたい女性は多いが、育児をしながら働く環境が整っていない。</li> <li>・甘夏、魚、海産物などを活かした特産品の開発や飲食店の出店希望者がおり、支援する仕組みや場所が必要。</li> <li>●来訪者対策が必要</li> <li>・来訪者が集落散策を楽しむ時間帯と漁師さんの生活時間帯が違うなど、観光客が増加することへの不安がある。島の暮らしを守り、暮らしの環境を向上させていくことが必要。</li> </ul>
来訪者の 受け入れに ついて	<ul> <li>●点の観光から線の観光への展開が必要</li> <li>・観光客が増えたが、案内サインなど歩いてもらうための仕組みが整っていない。</li> <li>・世界遺産の構成資産以外にも素晴らしい景観を知ってもらえるような周遊ルートづくりが必要。</li> <li>●道路、駐車場、観光ルート等のインフラ整備が必要</li> <li>・周遊バスは休日のみ、観光の見どころは行きにくい場所が多い、島は起伏が激しく自転車が難しい、などの現状を解消していく必要がある。</li> <li>・島内の道は狭く歩道が整備されていないため、歩行者の安全確保が必要。</li> <li>・駐車場や公衆トイレなどの適正配置、案内サイン、マップなどが必要。</li> <li>・駐車場や公衆トイレなどの適正配置、案内サイン、マップなどが必要。</li> <li>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>

# 3. 世界遺産の価値

#### (1) 資産の顕著な普遍的価値

本資産は、世界遺産条約第1条及び作業指針第45項に定める「遺跡(site)」に該当します。本遺産群の顕著な普遍的価値15及び評価基準16を示します。

#### 概要

九州北西岸から 60 kmに位置する沖ノ島は、古代祭祀の類い稀な記録の宝庫であり、日本列島と朝鮮半島およびアジア大陸の諸国間の交流が活発だった時期の祭祀、すなわち、4世紀に起こり9世紀末まで執り行われ航海安全に関わる古代祭祀のあり方を示す物証である。宗像大社の一部となった沖ノ島は、その後も今日に至るまで神聖な存在とみなされてきた。

沖ノ島全体が、その地形学的な特徴と、豊富な考古学的堆積物を有する祭祀遺跡、そして原位置を保ったままの膨大な奉献品とともに、この島で 500 年にわたって執り行われた祭祀遺跡のあり方を如実に示すものである。原始林、小屋島・御門柱・天狗岩といった付随する岩礁、文書に記録された奉献行為、島にまつわる禁忌、九州および大島から沖ノ島に開けた眺望、これらはみな、その後何世紀もの間に対外交流や信仰の独自性の高まりによって祭祀の慣習や意味が変容したにもかかわらず、沖ノ島への崇拝は島の神聖性を維持してきたことを雄弁に物語っている。

宗像大社は、約 60 kmに広がる範囲に位置する 3 つの異なる信仰の場、沖ノ島の沖津宮、大島の中津宮、九州本土の辺津宮から構成される神社である。これらは古代祭祀遺跡に関連づけられる生きた信仰の場である。宗像三女神に対する崇拝の形態は、主に社殿において執り行われる祭祀において今日まで引き継がれ、宗像地域の人々によって守られてきた。大島の北岸に建てられた沖津宮遙拝所は、「神宿る島」を遠くから拝むための信仰の場として機能している。沖ノ島へと続く海を見渡す台地上に位置する新原・奴山古墳群は大小の墳丘によって構成され、沖ノ島を崇める伝統を育んだ宗像氏の存在を証明する。

#### 評価基準(ii)

「神宿る島」沖ノ島は、航海安全のための祭祀が執り行われた島で捧げられた、多様な来歴をもつ豊富な出土品によって、4世紀から9世紀の間の東アジアの国家間の重要な交流を示している。奉献品の配置や祭場構成の変化は祭祀の変遷を証明し、それはまた、アジア大陸、朝鮮半島、日本列島を拠点とする国々がアイデンティティの感覚を発達させた時期に起こり、日本文化の形成に本質的に貢献した活発な交流の過程の性格を反映するものである。

<sup>15「</sup>神宿る島」宗像沖ノ島と関連遺産群は、2017年7月9日、ポーランドのクラクフにて行われた第41回ユネスコ世界 遺産委員会において、世界遺産一覧表への記載が採択されたが、審議の過程において顕著な普遍的価値などに修正が入 った。そのため、本資産の顕著な普遍的価値は、翌年の第42回世界遺産委員会の決議で確定した。

<sup>16</sup>世界遺産の評価基準は(i)から(x)まである。本資産は、(ii)「建築、科学技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展に 重要な影響を与えたある期間にわたる価値観の交流又は文化圏内での価値観の交流を示すもの」および(iii)「現存する か消滅しているかにかかわらず、ある文化的伝統又は文明の存在を伝承する物証としての無二の心材(少なくとも稀有 な存在)である」に該当する。

#### 評価基準 (iii)

「神宿る島」沖ノ島は、古代から現在まで発展し、継承されてきた神聖な島を崇拝する文化的伝統の類い稀な例である。注目すべきことに、沖ノ島に保存されてきた考古学的遺跡はほぼ無傷であり、そこで執り行われた祭祀が4世紀後半から9世紀末にかけての500有余年にどのように変化したかについて時系列的な記録を残すものとなっている。これらの祭祀では、大量の貴重な奉献品が島の様々な場所に納められており、祭祀の変化を証している。沖ノ島での直接的な奉献は9世紀に終わったが、島に対する崇拝は、大島や九州本土から沖ノ島へと開かれた眺望によって例示される「遥拝」とともに、沖ノ島の沖津宮、大島の中津宮、辺津宮という宗像大社の3つの異なる信仰の場における宗像三女神への崇拝という形で継続した。

#### 完全性

「神宿る島」沖ノ島と他の7つの構成資産は、その顕著な普遍的価値を表現する価値や過程を示すために必要なすべての属性を含んでいる。当資産は、海を越えた交流が活発だった時期に起こり、今なお宗像三女神への崇拝という形で続く、航海安全のために神聖な島を崇拝する伝統について、その証としての諸特徴を完全に表現するものとなっている。祭祀の慣習や意味の変化を経ながらも、沖ノ島の神聖性を保ったまま、こうした伝統の証としての諸特徴は今日まで継承されてきた。資産は良好な状態にあり、洋上インフラやクルーズ船の往来増加による潜在的な影響を慎重に考慮する必要があるものの、管理放棄もなく適切な管理がなされている。

#### 真実性

沖ノ島に関する数々の考古学的調査と研究は、当資産が顕著な普遍的価値を有していることを如実に裏付けている。加えて、時を経ても変わらぬ祭祀遺跡の位置、その配置、そしていまだに豊富な未発掘の奉献品は、将来のさらなる研究に可能性と当資産の価値に対する理解を深めていく機会を開いている。既存のしきたりや禁忌により、神聖な場としての島の雰囲気が保たれている。

3 つの島について、および日本国内や周辺諸国における航路についての調査研究の継続は、資産の 真実性を完全に表現する裏付けとなろう。

#### 管理と保護の要件

資産は、いくつかの法律、指定および計画の下で、国レベルの法的保護を受けている。今日まで長期間にわたって有効であることが実証されてきた、しきたりや禁忌という形での伝統的な慣習によっても保護が保証されている。

管理システムは、宗像市、福津市、福岡県の代表者を含む包括的な管理団体である保存活用協議会の設立を想定している。同協議会は、資産の各部分と緩衝地帯とを網羅する4つの個別の管理計画を組み込んだ「保存管理計画」を実行するための調整と責任を負う。遺産影響評価の取り組みを管理システムに統合する仕組みは、その効果を高めるものである。管理業務の十分な調整と実施を確実にするために、資産の各所有者が協議会に参加する必要がある。緩衝地帯の住民および地元企業の代表は保存活用協議会と協調・協力していくものとする。文化庁は特別諮問委員会とともに指導と助言を行う。なお、小規模な修理と日常の保守管理は、世代を経て伝えられてきた方法で地域コミュニティの人々によって行われている。

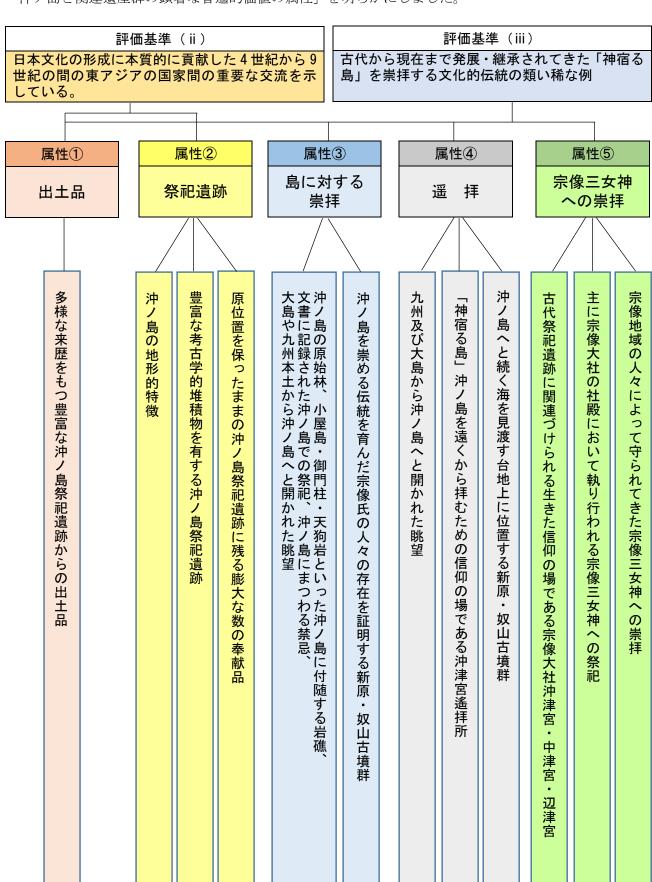
# (2) 構成資産の位置 7. 宗像大社辺津宮 1. 沖/島 写真① 2. 小屋島 3. 御門柱 4. 天狗岩 上空から見た資産と 周辺環境 5. 宗像大社沖津宮遙拝所 6. 宗像大社中津宮 7. 宗像大社辺津宮 8. 新原·奴山古墳群 凡例 SCALE 1:400,000 構成資產 緩衝地帯

図① 構成資産の位置及び緩衝地帯の範囲

------ 市町界

#### (3) 顕著な普遍的価値の属性

ユネスコ世界遺産委員会決議の評価基準に基づき、守っていくべきものとして「『神宿る島』宗像・ 沖ノ島と関連遺産群の顕著な普遍的価値の属性」を明らかにしました。



#### 4. 世界遺産を支えた宗像市内の文化財

宗像市は、世界遺産としての価値を育んできた重層的な歴史が蓄積し、過度な開発を免れて今に至っています。海、山、川などの自然と共に人の営みが続く宗像の未来のために過去を振り返って考えていく必要があります。

#### ①宗像大社の神事

宗像大社(沖津宮・中津宮・辺津宮)三宮での古代祭祀の場は、沖ノ島祭祀遺跡、大島の御嶽山祭祀遺跡及び九州本土の下高宮祭祀遺跡に認められています。沖ノ島で4世紀後半から約500年間にわたって行われた祭祀では、鏡、金製指輪、カットガラス碗、金銅製龍頭などが奉献されています。これらは、主に宗像の人々によって手つかずのまま今日まで守られてきました。また大島の御嶽山山頂では7世紀後半から9世紀末ごろまで、辺津宮の下高宮では8世紀から9世紀にかけて、沖ノ島の露天祭祀と同様の祭祀が行われていました。

中世には、「正平二十三宗像宮年中行事」「宗像宮年中諸神事御供下行事」「応安神事次第」「宗像年中神事目録」などに記されているように、宗像大宮司家による年間に 5,000 を超す多くの神事が執り行われていました。さらに沖津宮、中津宮及び辺津宮の神事は、現在の辺津宮境内を総社とし第一宮、第二宮及び第三宮で執り行われました。そのため、辺津宮境内に入る鳥居の扁額には、三宮の総社を意味する「宗像神社」の文字が掲げられています。

近世に入り、三宮は福岡藩の保護の下、地元の社家によって管理運営されました。そのため沖ノ島には藩の外国船監視役が置かれました。このとき沖津宮と中津宮は大島の社家が管理運営を担い、沖津宮は一ノ甲斐河野氏、中津宮は二ノ甲斐河野氏、越智氏が神事を執り行いました。沖ノ島へ監視役を派遣するときは、必ず大島の中津宮で潔斎17を行い、大島の社家とともに渡島しました。このころ沖ノ島に社殿が建てられ、同時に沖津宮遙拝所も大島に設置されています。

<sup>17</sup>潔斎:神様が住まう神域に入るために自分の身を清める行為(禊や神職から受けるお祓いなどを指す)

#### ②沖ノ島での祭祀を担い古墳に葬られた人々

古代豪族宗像氏とその一族は、大陸との交流に欠かせない航海や沖ノ島での祭祀を担い、海の道を守る中で自然を象徴する宗像三女神(霧:田心姫神、荒波:湍津姫神、島:市杵島姫神)を生み出し、信仰を守り伝えていきました。その宗像氏の存在を示す物証が古墳です。沖ノ島で本格的な祭祀が始まる4世紀後半に東郷高塚古墳が築造され、沖ノ島での祭祀が盛んになる5世紀から6世紀にかけて玄界灘を望む丘陵上に次々と古墳を築いていきました。宗像地域全体では、総数2,800基ほどの大小さまざまな古墳が築かれ、そこに葬られた人々の中には、大陸との交流によってもたらされた文物や沖ノ島祭祀で使われた奉献品の近似品などを副葬した古墳もあります。世界遺産の構成資産である新原・奴山古墳群は、宗像地域にある2,800基の古墳を代表するものです。





写真② 新原·奴山古墳群



図③ 世界遺産と古墳の構図

#### ③世界遺産を支えた山城

中世の宗像神社は、宗像大宮司家によって守られました。

宗像大宮司家は、室町期に周防(現在の山口県)を拠点に勢力を伸ばしていた大内氏に仕えていました。ところがもともと大内氏の家臣であった繭氏が謀反を起こし大内氏を滅ぼすと、宗像大宮司家でも内紛が生じて犠牲者が出て、これが菊姫の怨霊伝説を生むきっかけとなります。結局、陶氏の姪の子といわれる氏貞が第80代宗像大宮司家を継ぐことになりました。

その陶氏もまた厳島の合戦で中国地方に勢力を伸ばしていた毛利氏によって滅ぼされます。勝利 した毛利氏は、次に北部九州まで進出します。そのころ豊後(現在の大分県)の大友氏もまた北部 九州進出をもくろみ、宗像大宮司家は、毛利氏と大友氏との板挟みになります。

このように宗像地域の領主であり神職であった宗像大宮司家は、戦国期に各地の領主が群雄割拠するなか宗像地域の要所要所に山城を築き、本拠とする宗像大社をはじめ宗像地域を守りました。



図4 構成資産と山城(模式図)

#### ④世界遺産を支えた寺社

世界遺産・宗像大社は、宗像地域にある寺院とも深い関係にあります。

例えば、鎮国寺は、宗像社社頭絵図に東経房を出仕したとあり、宗像大社の神宮寺であったとも 記されています。県指定有形文化財である宗像五社本地仏 18 の内の宗像三社は、宗像三女神の化身 として安置されています。鎮国寺の住職は宗像大社秋季大祭の神事にも参加し、神仏習合の情景を 今に伝えます。

山田増福院は、宗像大宮司家の世継ぎに関する内紛によって犠牲となった菊姫などを供養するため氏貞によって建立されました。

承福寺は、宗像大宮司家最後の当主である氏貞が葬られた墓があります。

宗生寺は、辺津宮の拝殿を再建した小早川隆景の墓所として供養しています。

興聖寺は、宗像社社頭絵図に西経房を出仕したとあり、室町期より関係の深かったお寺と考えられています。



図⑤ 宗像地域の寺院と宗像五社

<sup>18</sup> 宗像五社本地仏 沖津宮のご祭神(田心姫神)が大日如来像中津宮のご祭神(湍津姫神)が釈迦如来像辺津宮のご祭神(市杵島姫神)が薬師如来像織幡神社のご祭神(武内宿禰)が如意輪観音像許斐権現神社の三所権現には阿弥陀如来像

# 4、持続可能な開発目標の詳細

アイコン	目標	内 容
4 質の高い教育を みんなに	目標 4 【教育】	すべての人に包括的かつ公正な質の高い教育を確保し、 生涯学習の機会を促進する。
8 働きがいも経済成長も	目標 8 【経済成長と雇用】	包括的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用 (ディーセント・ワーク) を促進する。
<b>9</b> 産業と技術革新の 基盤をつくろう	目標 9 【インフラ、産業化、 イノベーション】	強靭(レジリエント)なインフラ構築、包括的かる持続 可能な産業化の促進及びイノベーションの促進を図る。
11 住み続けられる まちづくりを	目標11. 【持続可能な都市】	包括的で安全かつ強靭 (レジリエント) で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
<b>12</b> つくる責任 つかう責任	目標 12 【持続可能な消費と 生産】	持続可能な消費生産形態を確保する。
14 海の量かさを 守ろう	目標 14	持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
15 kodovata do 15 kod	目標 15	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の促進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
17 パートナーシップで 日標を達成しよう	目標 17【実施手段】	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。